豊岡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）取扱要綱

令和５年３月10日豊岡市告示第57号

改正　令和５年８月16日豊岡市告示第279号

（目的）

第１条　この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を維持する活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　飼い猫　飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。

　⑵　飼い主のいない猫　特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。

　⑶　不妊手術　オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。

　⑷　多頭飼育崩壊現場　ペットや動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった場所をいう。

（交付対象）

第３条　チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

　⑴　飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせることができる者

　⑵　多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理ができる者

（交付対象外）

第４条　次の各号に掲げる猫については、チケット交付の対象外とする。

　⑴　飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

　⑵　以前は飼い主のいなかった猫で、現在は飼い主のいる猫

　⑶　その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

（申請）

第５条　チケットを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第１号）並びに飼い主のいない猫の証言及び同意書（様式第２号）を市に提出するものとする。

２　申請者が同一年度内に申請できるチケットは、５枚までとする。

（決定）

第６条　市は、前条の規定による申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（チケットの返還）

第７条　交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付したチケットの全部又は一部を返還させることができる。

　⑴　チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。

　⑵　その他市長が必要と認めたとき。

（利用報告）

第８条　申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書（様式第４号）を市に提出するとともに、利用しなかったチケットを速やかに返却するものとする。

（免責）

第９条　市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和５年８月16日豊岡市告示第279号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

豊岡市長　　　　　様

住所

氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書

　さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、豊岡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）取扱要綱第５条の規定により下記のとおり申請します。

１　交付条件

⑴　本事業の実施（捕獲・病院等への運搬・解放など）は、責任をもって行います。

⑵　チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任を持って対応します。

⑶　チケットを利用する場合は、豊岡市内の猫についてのみ使用します。

⑷　誤って対象外の猫に不妊手術を行わないよう、地域への周知と対策を徹底します。

⑸　餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけ与えます。

⑹　置き餌（餌の放置）をせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけます。

⑺　ふんの回収・清掃を行い、周囲の清潔を維持します。

⑻　不妊手術の際には猫の耳先をＶ字カットすることに、同意します。

⑼　耳先にＶ字カットが入った猫は不妊手術済であることを、必要に応じ近隣住民に説明し、その猫がその場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。

２　捕獲場所　　　　　　豊岡市

３　申請枚数　　　　　　　　　枚（１年度につき５枚が上限です）

４　利用予定動物病院

５　特記事項

　　公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数を交付できない場合があります。

様式第２号（第５条関係）

　　年　　月　　日

飼い主のいない猫の証言及び同意書

豊岡市長　様

証言及び同意者１　住 所・連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 〒 |  |
| 豊岡市 |
|  |
| 電話 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
|  |  |

証言及び同意者２　住 所・連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 〒 |  |
| 豊岡市 |
|  |
| 電話 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
|  |  |

本申請書に記載のある猫について下記のとおり証言します。

また、去勢又は不妊手術実施後、本申請書に記載のある猫を元の生息場所に戻すことに同意します。

記

１　私たち２名は、本申請書に記載のある猫の生息地の近隣に居住しています。

２　私たち２名は、本申請者の家族ではありません。

３　本申請書に記載のある猫は、すべて飼い主がいません。

４　本申請書に記載のある猫は、耳がＶ字にカットされていません。

５　本申請書に記載のある猫によるふん害等で近隣が困っています。以上

※注意：「証言及び同意者１」と同居する市民は、「証言及び同意者２」になることができません。また後日、証言内容等について市から証言者に調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

様式第３号（第６条関係）

　　　　　　　年　　月　　日

住　所　　豊岡市

氏　名　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊岡市長

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定書

　　　　　年　　月　　日付けで申請されたさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）について、下記のとおり交付を決定したので、豊岡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）取扱要綱第６条の規定により通知します。

記

１　チケット交付枚数　　　　　　　　　　　枚

２　交付条件

　チケットの利用にあたっては、豊岡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）取扱要綱及び次の交付条件を守ること。

⑴　本事業の実施（捕獲・病院等への運搬・解放など）は、責任をもって行います。

⑵　チケットの利用にあたり、問題が生じた場合は、責任を持って対応します。

⑶　チケットを利用する場合は、豊岡市内の猫についてのみ使用します。

⑷　誤って対象外の猫に不妊手術を行わないよう、地域への周知と対策を徹底します。

⑸　餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけ与えます。

⑹　置き餌（餌の放置）をせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけます。

⑺　ふんの回収・清掃を行い、周囲の清潔を維持します。

⑻　不妊手術の際には猫の耳先をＶ字カットすることに、同意します。

⑼　耳先にＶ字カットが入った猫は不妊手術済であることを、近隣住民に説明し、その猫が一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。

⑽　不妊手術が終了後速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書を市に提出すること。

様式第４号（第８条関係）

　　年　　月　　日

　豊岡市長　　　　　様

住所

氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書

　　　　年　　月　　日付けで交付されたチケットについて、下記のとおり報告します。

記

１　申請枚数　　　　　　　　　　　　枚

２　利用枚数　　　　　　　　　　　　枚

３　利用しなかった枚数　　　　　　　枚

４　利用の詳細

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 毛色・特徴 | 性別 | 手術日 | チケット番号 | 病院名 | 実施場所 |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |